

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政
令案要綱

第四 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令の一部改正

一 高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るため特に配慮を要する者が利
用する施設は、次に掲げるものとする。 (第二条関係)

1 高齢者、障害者、乳幼児又は児童が通所、入所又は入居をする社会福祉施設その他これに類する施
設

2 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）又は特別
支援学校

3 病院、診療所又は助産所

二 その他所要の改正を行うものとする。

第六 附則

この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）附則第

一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年七月十五日）から施行するものとする。